

資料 1

H 2 8 . 5 月説明会

H 2 8 . 6 月修正

H 2 8 . 6 月再修正

H 2 8 . 8 月修正

東 郷 町

介護予防・日常生活支援総合事業 基準

平成 2 8 年 7 月～

訪問型サービス

介護予防訪問型サービス（現行相当）

A 1

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防訪問介護サービスと同様のサービス ○サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる ○サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者
サービス提供の考え方 （平成29年6月末までは、要支援認定者についてはこれまで通り利用でき、事業対象者も利用できます。）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年7月1日から認定有効期間が更新された方が、継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合 ○以下のような、訪問介護員によるサービスが必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方、精神保健福祉手帳、療育手帳を持つ方 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方（退院6月以内）、持病のある方（末期ガン、うつなど） ・医学的管理や見守りが必要な方（特定疾患治療中、インスリン、酸素、身体機能低下など） ・身体介護が必要な方 ・虐待を受けている ・公費対象者 ○新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース
事業実施者	事業者指定（みなし指定による）
基準	人員 （現行の設置基準に準ずる） <ul style="list-style-type: none"> ○管理者（常勤、専従1以上） ○サービス提供責任者（常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者 ○訪問介護員等（常勤換算2.5人以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
	設備 <ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備、備品
	運営 <ul style="list-style-type: none"> ○現行の基準と同様
サービス提供者	○指定訪問介護事業所の従業者（要資格）
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA
サービス担当者会議	○実施
個別サービス計画	○作成
計画期間	○介護予防訪問介護に準ずる
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防給付に準ずる。 基本 包括報酬。（併用利用の場合は1回当たり単価利用） <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度 包括報酬 1,168単位（266単位/回） ・週2回程度 包括報酬 2,335単位（270単位/回） ○加算、減算：現行の介護予防給付に準ずる ○1単位の単価：7級地（10,21円） *週3回程度は要相談
利用者負担	○1割（一定以上の所得者は2割）
給付管理	○あり
事業者への支払い	○国保連合会経由審査支払

※総合事業における現行相当サービスと基準緩和訪問型サービスAは併用を認める。その際は包括報酬でなく1回当たりの単価で請求すること。

訪問型サービス

基準緩和訪問型サービスA

A3

サービス内容	<input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> サービス提供時間⇒60分程度/回 <input type="checkbox"/> サービス支援内容⇒日常の掃除、洗濯、調理（下ごしらえ）、ゴミ出し、寝具干し、買い物等
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者
サービス提供の考え方	<input type="checkbox"/> 訪問介護員の資格を持たない、生活支援サポーター等による家事援助 <input type="checkbox"/> 家事代行サービスではない（利用者にはできることは利用者にしてもらうこと）
事業実施者	事業者指定又は委託
人員 ・ 設備 ・ 運営の基準	<input type="checkbox"/> 一体型 <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスに加え、サービス利用者に対して必要数 <input type="checkbox"/> 単独型 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者（専従1以上） 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可） ・訪問事業責任者（従事者のうち必要数） 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者 ・従事者（必要数） 資格：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活支援サポーター養成講座受講者
	<input type="checkbox"/> 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 <input type="checkbox"/> 必要な設備、備品
	<input type="checkbox"/> ケアプランとのすり合わせ、心身の状態の把握と個別サービス記録の作成、内容や手続きの説明及び確認、身分証の携行、サービスの提供記録と整備、利用料等の受領と証明書の発行、同居家族へのサービス禁止、利用者に関する町への通知、運営規定の整備、苦情処理、地域包括支援センターとの連携、従事者の清潔保持と健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、緊急時、事故発生時の対応、廃止休止の届け出と便宜の提供
サービス提供者	<input type="checkbox"/> 指定訪問介護事業所等の従業者（事業実施主体と雇用関係にある方）
ケアマネジメント	<input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメントA
サービス担当者会議	<input type="checkbox"/> 実施
個別サービス計画	<input type="checkbox"/> 必要に応じて作成
計画期間	<input type="checkbox"/> おおむね1年（状況により見直し）
単価	<input type="checkbox"/> 200単位/回 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、総合事業対象者（週1回程度） ・要支援2、総合事業対象者（例外）（週2回程度） <input type="checkbox"/> 1単位の単価：10円
利用者負担	<input type="checkbox"/> 1割（一定以上の所得者は2割）
給付管理	<input type="checkbox"/> あり又はなし
事業者への支払い	<input type="checkbox"/> 国保連合会経由審査支払（指定事業者）

※総合事業における現行相当サービスと基準緩和訪問型サービスAは併用を認める。その際は包括報酬でなく1回当たりの単価で請求すること。

※現行相当から緩和型Aにサービスを変更した場合、心身状態の悪化なく現行相当サービスへ利用変更することは出来なくなる。

※委託事業者での実施の場合、給付管理はなく、事業者への直接支払となる。

通所型サービス

介護予防通所型サービス（現行相当）

A 5

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防通所介護サービスと同様のサービス ○サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる、送迎時間は含まない ○サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる 	
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者	
サービス提供の考え方 （平成29年6月末までは、要支援認定者についてはこれまで通り利用でき、事業対象者も利用できます。）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年7月1日から認定有効期間が更新された方が、継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合 ○以下のような、専門職によるサービスが必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、見守りを含め専門職によるサービスが特に必要な方（退院6月以内）、末期ガン、うつなどの方 ・医学的管理、見守りが必要な方（特定疾患、インスリン、酸素、身体機能低下など） ・日常生活動作（食事・更衣・移動・排泄など）に見守りや介助が必要な方 ・公費対象者 ○新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース 	
事業実施者	事業者指定（みなし指定による）	
基準	人員 （現行の設置基準に準ずる）	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（常勤、専従1以上） ○生活相談員（専従1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等 ○看護職（専従1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：看護師、准看護師 ○介護職員（～15人まで専従1以上、15人～利用者1人につき0.2人以上） ○機能訓練指導員（1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の基準と同様 ○食堂、機能訓練室：3㎡×利用定員以上 ○静養室、相談室、事務室 ○消化設備その他の非常災害に必要な設備
	運営	○現行の基準と同様
サービス提供者	○指定通所介護事業所の従業者（要資格）	
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA	
サービス担当者会議	○実施	
個別サービス計画	○作成	
計画期間	○介護予防通所介護に準ずる	
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防給付に準ずる。 基本 包括報酬。（併用利用の場合は1回当たり単価利用） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、総合事業対象者 包括報酬 1,647単位（378単位/回） ・要支援2、総合事業対象者（例外） 包括報酬 3,377単位（389単位/回） ○加算、減算：現行の介護予防給付に準ずる ○1単位の単価：7級地（10,14円） 	

利用者負担	○1割（一定以上の所得者は2割）
給付管理	○あり
事業者への支払い	○国保連合会経由審査支払

※総合事業における現行相当サービス、基準緩和通所型サービスA及び通所型サービスCは併用を認める。その際は包括報酬でなく1回当たりの単価で請求すること。

通所型サービス

介護予防通所型サービス（現行相当）

A 6

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防通所介護サービスと同様のサービス ○サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる、送迎時間は含まない ○サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者
サービス提供の考え方 （平成29年6月末までは、要支援認定者についてはこれまで通り利用でき、事業対象者も利用できます。）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年7月1日から認定有効期間が更新された方が、継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合 ○以下のような、専門職によるサービスが必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、見守りを含め専門職によるサービスが特に必要な方（退院6月以内）、末期ガン、うつなどの方 ・医学的管理、見守りが必要な方（特定疾患、インスリン、酸素、身体機能低下など） ・日常生活動作（食事・更衣・移動・排泄など）に見守りや介助が必要な方 ・公費対象者 ○新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース
事業実施者	事業者指定（指定による） *平成27年4月1日時点で県の指定を受けていない事業者
人員・設備・運営の基準	<p>人員（現行の設置基準に準ずる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理者（常勤、専従1以上） ○生活相談員（専従1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等 ○看護職（専従1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：看護師、准看護師 ○介護職員（～15人まで専従1以上、15人～利用者1人につき0.2人以上） ○機能訓練指導員（1以上） <ul style="list-style-type: none"> ・資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の基準と同様 ○食堂、機能訓練室：3㎡×利用定員以上 ○静養室、相談室、事務室 ○消化設備その他の非常災害に必要な設備
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行の基準と同様
サービス提供者	○指定通所介護事業所の従業者（要資格）
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA
サービス担当者会議	○実施
個別サービス計画	○作成
計画期間	○介護予防通所介護に準ずる
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防給付に準ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 基本 包括報酬。（併用利用の場合は1回当たり単価利用） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、総合事業対象者 <ul style="list-style-type: none"> 包括報酬 1,647単位（378単位/回） ・要支援2、総合事業対象者（例外） <ul style="list-style-type: none"> 包括報酬 3,377単位（389単位/回） ○加算、減算：現行の介護予防給付に準ずる ○1単位の単価：7級地（10,14円）

利用者負担	○1割（一定以上の所得者は2割）
給付管理	○あり
事業者への支払い	○国保連合会経由審査支払

※総合事業における現行相当サービス、基準緩和通所型サービスA及び通所型サービスCは併用を認める。その際は包括報酬でなく1回当たりの単価で請求すること。

※現行相当から緩和型Aにサービスを変更した場合、心身状態の悪化なく現行相当サービスへ利用変更することは出来なくなること。

通所型サービス

基準緩和通所型サービスA

A7

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○体操、レクリエーション、機能訓練など介護予防に資する活動 ○健康、運動、栄養、口腔、認知症などに関する講話 ○健康、体調チェック ○サービス提供時間⇒3時間程度/回（送迎時間を除く）
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防（閉じこもり防止）のため、運動や交流の場が必要な方に対するサービスの提供 ○一部体調に配慮を要する方
事業実施者	事業者指定又は委託
人員 ・ 設備 ・ 運営 の 基準	人員 <ul style="list-style-type: none"> ○一体型 <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスに加え、サービス利用者に対して必要数 ○単独型 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者（専従1以上） 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可 ・従事者（～15人に1人、15人～必要数 15人に1人は必要） 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可
	設備 <ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供に必要な場所：3㎡×利用定員以上 ○消化設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備、備品
	運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ケアプランとのすり合わせ、心身の状態の把握と個別サービス計画の作成、運営規定などの整備、説明や同意、受給資格等の確認、地域包括支援センターとの連携、サービス提供の記録や整備、利用料等の受領と証明書の交付、利用者に関する市町村への通知、苦情処理、定員の遵守、管理者の責務、従事者の清潔保持と健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、緊急時、事故発生時の対応、廃止休止の届け出と便宜の提供
サービス提供者	○指定基準緩和通所サービスA（事業実施主体と雇用関係にある方）
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA
サービス担当者会議	○実施
個別サービス計画	○必要に応じて作成
計画期間	○おおむね1年（状況により見直し）
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○340単位/回（送迎あり）、300単位/回（送迎なし） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、総合事業対象者（週1回程度） ・要支援2、総合事業対象者（例外）（週2回程度） ○1単位の単価：10円
利用者負担	○1割（一定以上の所得者は2割）、食事等の実費
給付管理	○あり又はなし
事業者への支払い	○国保連合会経由審査支払（指定事業者）

※総合事業における現行相当サービスと基準緩和通所型サービスAは併用を認める。その際は包括報酬でなく1回当たりの単価で請求すること。

※現行相当から緩和型Aにサービスを変更した場合、心身状態の悪化なく現行相当サービスへ利用変更することは出来なくなる。

※委託事業者での実施の場合、給付管理はなく、事業者への直接支払となる。

通所型サービス

基準緩和通所型サービスA

委託

サービス内容	楽トレシニア教室 ○コーディネーション運動を中心とした脳神経系を刺激する、無理なく体を動かせる運動教室
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者
サービス提供の考え方	○無理のない運動習慣を作る ○介護予防ワンポイント講義 ○送迎なし ○週1回
事業実施者	委託
人員・設備・運営の基準	基準緩和通所型サービスAに準じ別に定める。
サービス提供者	東郷町施設サービス株式会社
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA
サービス担当者会議	○実施
個別サービス計画	○必要に応じて実施
計画期間	○おおむね1年（個の状態に合わせて計画）
単価	委託による
利用者負担	○1,000円/1か月
給付管理	○なし
事業者への支払い	○直接払い

通所型サービスC（短期集中予防サービス）

委託

サービス内容	はつらつ筋力アップ教室 ○コーディネーション運動を中心とした脳神経を刺激する運動メニューを行う教室	おいしく食べ嚙む教室 ○口腔機能向上、調理実習を通じた低栄養予防、脳神経を刺激しながらの運動など介護予防複合型教室
対象者	要支援認定者、サービス事業対象者	
サービス提供の考え方	○通所時のみならず在宅時にも生活機能を向上するための3か月の短期集中的な機能訓練 ○送迎なし ○週1回	
事業実施者	委託	
人員・設備・運営の基準	基準緩和通所型サービスAに準じ別に定める。	
サービス提供者	東郷町施設サービス株式会社	
ケアマネジメント	○介護予防ケアマネジメントA	
サービス担当者会議	○実施	
個別サービス計画	○作成	
計画期間	○3か月（1クール） *サービスの利用は6か月（2クール）まで	
単価	委託による	
利用者負担	○3,000円/1クール	
給付管理	○なし	
事業者への支払い	○直接払い	

介護予防ケアマネジメント

総合事業のみ利用の方のケアマネジメント費

A F

サービス区分	介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
算定条件	総合事業のみ利用の場合		
単位数	430単位/月	300単位/月	430単位/月
初回加算	300単位	—	300単位
1単位当たりの金額	7級地(10.21)		
加算の注意事項	初回のケアマネジメント後支援を継続し、何らかの理由により介護予防ケアマネジメントAを行う期間が2か月空いたときは初回加算を算定しない。	—	サービスが変わっても継続利用時には加算は認めない。
ケアプラン	作成あり	作成あり	作成なし
アセスメント	あり	あり	あり
サービス担当者会議	あり(3か月に1度は面談)	必要に応じて	なし
モニタリング	あり(電話などでの確認、3か月に1度は面談)	あり(6か月に1度は面談)	1年以内に1回
委託の可否	可(これまでに委託している利用者については継続して委託可。)新規事業対象者は、初回のケアマネジメントを実施し、1クール(3か月)後に居宅介護支援事業所等に委託することが出来る。) * 基準緩和訪問型サービスA(シルバー人材センター実施分)、通所型サービスCの利用時は委託不可	否	否
東郷町のサービス (H28年7月1日現在)	現行相当サービス 基準緩和訪問型サービスA 基準緩和通所型サービスA 通所型サービスC	* 未定	* 未定

* 介護予防ケアマネジメントB、Cについての詳細は、平成29年度に検討、見直しします。